○国土交通省告示第五百四十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第八項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

「第二十六条の二十八の五第九項」を「第二十六条の二十八の五第八項」に、「第二十六条の四第十九項」を「令第二十六条の四第十九項」に改める。

1中「第26条の28の5第9項」を「第26条の28の5第8項」に、「地域の区分(住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号）別表第1に掲げる地域の区分」を「地域区分（エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）別表第4に掲げる地域区分」に、「VI地域」を「8地域」に、「日本工業規格A9511」を「工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A9511」に改め、同ア、ウ、エ及びオ中「地域の区分」を「地域区分」に改める。

別表1―1地域の区分の項中「地域の区分」を「地域区分」に、「I」を「1及び2」に、「II」を「3」に、「III」を「4」に、「IV」を「5及び6」に、「V」を「7」に改める。

別表2―1地域の区分の項中「地域の区分」を「地域区分」に、「I及びII」を「1、2及び3」に、「III」を「4」に、「IV及びV」を「5、6及び7」に改める。

別表3及び別表4―1地域の区分の項中「地域の区分」を「地域区分」に、「I」を「1及び2」に、「II」を「3」に、「III」を「4」に、「IV」を「5及び6」に、「V」を「7」に、「VI」を「8」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、「第二十六条の二十八の五第九項」を「第二十六条の二十八の五第八項」に改める部分及び「第26条の28の5第9項」を「第26条の28の5第8項」に改める部分は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百四十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の四第二項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百八十三号の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日以後に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をする場合について適用する。

平成二十五年五月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

「）とする。」を「。以下「標準的な費用額」という。）とする。この場合において、当該住宅耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が同条第二項第一号に規定する新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額（以下「新消費税額等」という。）と当該新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」という。）の合計額から成るときにおける標準的な費用額は、当該新消費税額等に対応する標準的な費用額の合計額（当該合計額が同号に定める耐震改修工事限度額を超える場合には、当該耐震改修工事限度額）及び当該旧消費税額等に対応する標準的な費用額の合計額（当該合計額が同項第二号に定める耐震改修工事限度額）とする。」に改める。

表を次のように改める。

木造の住宅（以下「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	一万五千九百円
木造住宅の壁に係る耐震改修	二万三千四百円
木造住宅の屋根に係る耐震改修	二万二百円
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	三万四千七百円
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	七万八千円
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	二百五十五万二千円
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	二十六万七千六百円

当該家屋の建築面積（単位　平方メートル）	当該耐震改修の施工面積（単位　平方メートル）
当該家屋の床面積（単位　平方メートル）	当該耐震改修の箇所数

附　則

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　居住者が、平成二十六年四月一日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五百四十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第一項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百八十四号の一部を次のように改正し、居住者が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋（当該高齢者等居住改修工事等に係る部分に限る。）を平成二十六年四月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用する。

平成二十五年五月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

「第二十六条の二十八の五第三項」を「第二十六条の二十八の五第一項」に、「第四十一条の十九の三第一項第一号ロ」を「第四十一条の十九の三第一項」に、「）とする。」を「。以下「標準的な費用額」という。）とする。この場合において、当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が同条第二項第一号に規定する新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額（以下「新消費税額等」という。）と当該新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」という。）の合計額から成るときにおける標準的な費用額は、当該新消費税額等に対応する標準的な費用額の合計額（当該合計額が同号に定める改修工事限度額を超える場合には当該改修工事限度額）とする。」に改める。

表を次のように改める。

平成十九年国土交通省告示第四百七号（以下単に「告示」という。）一に掲げる工事のうち、通路の幅を拡張するもの	十七万二千七百円
告示一に掲げる工事のうち、出入口の幅を拡張するもの	十八万九千九百円
告示二に掲げる工事	六十一万四千六百円
告示三イに掲げる工事	四十七万二千三百円

当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	
当該工事の箇所数	
当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	